

# 深川地区消防組合損害賠償金回収に関する「権利の放棄」について

《令和7年1月 深川地区消防組合》

深川地区消防組合（以降は「消防組合」と記載します。）では、平成24年度に発覚しました不正経理問題につきまして、不正経理を行った元消防長を被告として旭川地方裁判所へ民事訴訟を提起し、平成26年に損害賠償金を支払うよう判決が確定した後、損害賠償金の回収に努めてきましたが、元消防長が死亡し、相続人全員が相続放棄されたことにより、これ以上の回収ができない状況となったため、深川地区消防組合議会定例会（令和6年12月20日開催）に「権利の放棄（損害賠償金を回収する権利を放棄）」を提案し、議決いただいたことから、あらためてその経緯経過についてご報告いたします。

## 1 不正経理発覚による消防組合・消防組合議会の対応と民事訴訟提起までの経過

平成24年4月例月出納検査（監査委員により毎月行われている会計検査）で、消防負担金（組合構成1市5町：深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町及び幌加内町から納入される負担金）に3,310万円の未収金があることについて指摘を受けました。

消防組合では、監査委員の指摘を受けて内部調査や元消防長を含めた消防職員等への事情聴取、さらには公認会計士による検証を行い、その後、元消防長を刑事告訴しましたが不起訴処分（起訴猶予）となりました。

一方、消防組合議会では、消防組合からの報告を受けて不正経理等調査特別委員会を設置し、元消防長を含めた消防関係者からの聞き取りなどを行い真相解明に努め、不正経理の中心人物は元消防長のほかに考えられないとの判断に至りました。さらに、消防組合に対し「法的手段を講じて損害額の全額回収を行うこと」「再発防止対策に努めること」などを提言しました。

このことを受けて消防組合は、平成25年2月に1市5町で住民説明会を開催し、不正経理問題の経緯経過と今後の対応等について説明を行い、元消防長に対して同年7月に民事訴訟を提起しました。一方、在職していた職員に対し、平成25年3月に懲戒及び訓告処分を行いました。

## 2 民事訴訟判決について

民事訴訟提起後、平成26年8月に、不正経理は元消防長が行ったとの消防組合の主張を全面的に認める次の内容の判決がありました。

- ① 被告（元消防長）は、原告（深川地区消防組合）に対し、金3,641万円（損害賠償額3,310万円と弁護士費用相当額331万円）及びこれに対する平成25年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 訴訟費用は被告（元消防長）の負担とする。
- ③ この判決は、仮に執行することができる。

## 3 民事訴訟判決後の損害賠償金回収状況について

- ・平成26年9月判決が確定後、弁護士により元消防長に財産がないことを確認し、受給する年金からの回収に努めてきました。
- ・平成26年から令和4年末までに、元消防長から損害賠償金238万円を回収しました。

#### 4 元消防長が死亡した後の対応について

- ・令和5年2月に元消防長が急逝したことを確認しました。
- ・令和5年11月までに、弁護士により、すべての相続人の方が相続放棄され相続人がいない状況が確認されました。
- ・令和6年2月に住民説明会を開催し、民事訴訟後の回収状況と今後の対応について説明を行いました。
- ・令和6年7月までにあらためて調査をした結果、弁護士により元消防長の口座を確認し、少額の残高を確認しましたが、この残高を回収するための強制執行に要する費用が回収額を上回るため、手続きを行わないこととしました。
- ・令和6年11月に、深川地区消防組合議会全員協議会を開催し、あらためて不正経理問題発覚から最終的な調査結果までの経過を報告しました。

#### 5 差押え等ができなかった理由

- なぜ差押えをしなかったのか。
  - ・不正経理問題発覚時は相手方や損害額が調査中で特定ができない状況であったため、仮差押えには至りませんでした。
  - ・その後、公認会計士による調査結果により被害額の全容が判明しましたが、弁護士による仮差押え対象物件の有無や価値の調査、さらに仮差押えを行う場合に裁判所へ納める費用を検討した結果、仮差押え（判決確定後は差押え）には至りませんでした。
- なぜ詐害行為取消請求をしなかったのか。
  - ・「詐害行為」とは、不当に財産を処分したり譲渡することで、「詐害行為取消請求」とは、詐害行為を取消するため、裁判所に請求できる権利ですが、次の理由等により詐害行為取消請求は行わない判断をしました。
    - ① 詐害行為取消請求は、債務者が無資力（資産や収入により債務を支払うことができない状態）であることが必要な要件とされ、資産がある場合はその資産から回収することになります。裁判所に詐害行為取消請求をする場合、消防組合が元消防長は無資力だということを証明する必要がありますが、その立証は困難との判断に至りました。
    - ② さらに、詐害行為取消請求の手続きにはそのための裁判をしなければならず、時間と裁判費用等がかかり、費用を上回る回収ができるかなどを検討した結果、事実上困難との結論に至りました。

#### 6 住民の皆様へ

不正経理問題発覚から12年が経過する中、損害賠償金が全額回収に至らなかったことにつきまして、消防組合としましては誠に遺憾であります。今後これまで以上に消防組合議会や、住民の皆様のご指摘を真摯に受けとめ、消防行政に対する信頼回復に努めてまいります。

#### ○本書に関する問い合わせ先

深川地区消防組合消防本部総務課

〒074-0008 深川市8条10番20号（電話0164-22-3160）